

6月1日から 区民健診が始まります

受診券などを今月末に郵送します。この機会に健康診断を受診しましょう。なお、受診当日の体温測定やチェックリストの記入、マスクの着用などを徹底してください。☆全国健康保険協会(協会けんぽ)等が実施する健診については、ご自分の加入先の組合等へお問い合わせを

区民健診係(中野区保健所)
☎(3382)2429 FAX(3382)7765



▲区HPはこちら



▲A4サイズの封筒で郵送

申込期間 6月1日(火)～来年2月10日(木)

受診期間 6月1日(火)～来年2月28日(月)

原則として区への申し込みが必要なもの(選択制)

令和元年度・同2年度に受診・申し込みをした方へ、受診券などを郵送します。各健診を2回連続で受診しなかった場合、受診券は郵送しません。再度申し込みをしてください。

健診(検診)の名称	自己負担金	対象年齢・条件 ☆年齢基準日は来年3月31日
①健康づくり健診	500円	35歳～39歳の方と40歳以上の生活保護受給者等
②大腸がん検診	200円	40歳以上の方
③子宮頸がん検診	1,000円	20歳以上の女性 ☆2年に1回
④乳がん検診 (視触診+乳房X線検査)	1,000円	40歳以上の女性 ☆2年に1回。400円で乳房X線検査のみの受診も可 特 昨年度、視触診のみ受診した方
⑤胃がんハイリスク診査	500円	40歳以上で過去にこの診査に相当する検査を受けたことがない方
⑥-1 胃がん検診 (胃部X線検査)	1,000円	40歳以上の方
⑥-2 胃がん検診 (胃内視鏡検査)	2,000円	50歳～59歳の方 特 60歳の方
⑦成人歯科健診	200円	35歳～75歳の方 特 76歳の方
⑧肝炎ウイルス検査 ☆申し込み先は医療機関	無料	過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない40歳以上で、①健康づくり健診・⑨国保特定健診・⑩長寿健診のいずれかを受診される方

区への申し込みが不要のもの

対象の方へ受診券などを郵送するので、届いたら中身を確認して受診してください。

健診(検診)の名称	自己負担金	対象年齢・条件 ☆年齢基準日は来年3月31日
⑨国保特定健診	500円	40歳～75歳で中野区の国民健康保険に加入している方
⑩長寿(後期高齢者)健診	500円	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方
⑪眼科検診	400円	45・55・65歳の方 特 46・56・66歳の方

申込み

申込期間内に電子申請か、電話、郵送または直接、区民健診係へ。直接の場合、地域事務所とすこやか福祉センターでも受け付け

昨年度、受診できなかった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で受診できなかった左表の対
象の方は、特例として今年度の区民健診を受診できます。☆⑪眼科検診も
の方は申し込みが必要です

自己負担金が免除される場合があります

昨年度世帯全員が住民税非課税の方などが対象。申請が必要な場合あり。詳しくは、区HPで確認を。

6月は食育月間です

食べることは生きること。毎日の食事は大切な心と体を育みます。生涯にわたり健康で生き生きと暮らすことができるよう、パネル展などをご覧ください。

食育月間パネル展

保健企画係(中野区保健所)
☎(3382)2428 FAX(3382)7765
期間 6月1日(火)～30日(水)
会場 中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」 ☆当日直接会場へ

健康づくりのメッセージを区HPに掲載しています

すこやか福祉センターでは、食に関する相談をお受けしています。



▲区HP

ひとり親世帯の方へ 生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活を支援するため、低所得のひとり親世帯へ給付金を支給します。

給付額 お子さん一人につき5万円

- 対象者
- 4月分の児童扶養手当を受給した方
 - 障害年金などの公的年金等を受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

申込み

- 1は申請不要です。該当する方には、今月中旬以降、児童扶養手当を受給している口座に振り込みます(5月上旬にお知らせを郵送済み)
- 2,3は申請が必要です。申請方法などについて詳しくは、区HPをご覧ください。児童手当・子ども医療費助成係へお問い合わせを

制度全般についての問い合わせは

厚生労働省コールセンター ☎0120(400)903
☆平日午前9時～午後6時



▲区HPはこちら

7月4日(日)は東京都議会議員選挙の投票日です

区選挙管理委員会/9階 ☎(3228)8092 FAX(3228)5687

いずれも希望する方は、早めに区選挙管理委員会に連絡してください。

●身体に重い障害のある方などは郵便投票を

身体に重い障害などがあり、表Aに該当する方で、自ら記載できる方は、郵便などで投票できます。事前に、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

●代理記載制度

表Aに該当する方のうち、自ら記載できない方で、表Bに該当する方は、事前に区選挙管理委員会へ届け出た代理記載人に投票の記載をしてもらうことができます。

●投票所入場整理券に点字シールを貼れます

目の不自由な方は、点字シールを貼った投票所入場整理券を受け取れます。

☆知り合いに目の不自由な方がいたら、このことをお伝えください

●滞在先で不在者投票ができます

出張や旅行などで一時的に区外に滞在している方で、投票に行けない方は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」▶



表A

	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証の要介護状態		要介護5

表B

	障害の部位	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症